

公益社団法人 鳥取県中部医師会定款

平成25年4月 1日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県中部医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を倉吉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の昂揚、医学の発達、公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中部医師会病院の設置運営に関する事項
 - (2) 中部医師会病院が行う介護・障がい福祉に関する事項
 - (3) 中部休日急患診療所の運営に関する事項
 - (4) 地域住民への公衆衛生の指導啓発に関する事項
 - (5) 地域保健、学校保健及び産業保健の向上に関する事項
 - (6) 地域医療の推進発展に関する事項
 - (7) 救急医療及び災害医療の充実に関する事項
 - (8) 医師の生涯研修に関する事項
 - (9) 医学教育の向上に関する事項
 - (10) 保険医療の充実に関する事項
 - (11) 医学、医療の国際交流に関する事項
 - (12) 医業経営の安定及び医療従事者の労働環境の改善に関する事項
 - (13) 医療施設の整備に関する事項
 - (14) 会員間の福祉に関する事項
 - (15) 会員の労働保険事務代行に関する事項
 - (16) 医師会相互の連絡調整に関する事項
 - (17) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次のいずれかに該当する医師であって、次条の規定により本会の会員となつたものをもって構成する。

(1) 倉吉市又は東伯郡の区域内の病院、診療所等で業務に従事する医師

(2) 倉吉市又は東伯郡の区域内に住所を有する業務に従事しない医師

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、会長の承認を受けなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 本会を除名された者の再入会については、前項の規定にかかわらず、裁定委員会の裁定を踏まえ総会においてその可否を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき、及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(変更届)

第8条 会員は、住所、氏名その他会長が別に定める事項を変更したときは、会長が別に定める届出書によってその旨を届け出なければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員を処分することができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員として本会の名誉を毀損した者。

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の処分は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、別に定める関係機関に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 特別の理由がなく、第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) 別に定める関係機関の会員の資格を失ったとき。

(表彰)

第12条 本会のために著しい功績をあげたものに対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 借入金に関する事項
- (9) 会費の変更
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長)

第17条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選任する。

3 議長及び副議長の任期は、2年とする。

(議長及び副議長の職務)

第18条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選出)

第19条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

2 前項の規定により選任された後任者の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき、1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

(総会の議事規則)

第24条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第5章 役員

(役員の設置)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長をもって一般法人法
第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が理事又は監事に就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の損害賠償責任の免除)

第30条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、一般法人法第111条第1項の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(役員の親族等割合の制限)

第31条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 顧問及び参与

(顧問)

第34条 本会に2名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

（1）会長の相談に応じること。

（2）総会若しくは理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

(参与)

第35条 本会に3名以上5名以内の参与を置くことができる。

2 参与は、次の職務を行う。

（1）会長の相談に応じること。

（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 参与の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(開催)

第38条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 裁定委員会

(裁定委員会)

第44条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第45条 裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第46条 裁定委員の任期は、第29条第1項（理事の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその任務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第47条 裁定委員は、本会の役員及び他の医師会の役員並びに裁定に関する委員を兼ねることができない。

(裁定委員会の権能)

第48条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

(1) 本会を除名された会員の再入会に関する事項

(2) 会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うに当たっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならぬ。

3 裁定委員会は、第1項の裁定のほか、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

4 この章に定めるもののほか、裁定委員会に関する必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 会計

(長期借入金)

第49条 本会が借入をする場合には、短期借入金を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第53条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第52条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合

併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 委員会

(委員会)

第60条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 事務局

(事務局)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は会長が理事会の承認を経て、任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第14章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

- 3 本会の最初の会長は 池田宣之 とする。
- 4 本会の最初の副会長は 松田隆、安梅正則 とする。

附 則

- 1 変更後の定款は平成26年6月27日から施行する。
- 2 変更後の定款は令和4年6月28日から施行する。